

高松市非強制徴収債権回収等業務委託提案公募要領

1 提案公募の目的

本業務は、高松市（以下「委託者」という。）が有している滞納処分により強制徴収することができない非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収債権」という。）のうち、回収が困難となっている滞納債権について、弁護士又は弁護士法人が有する専門的な知識及びノウハウを活用することにより効率的な債権回収を行うとともに、弁護士による自治体債権に関する職員相談及び研修を行うものであり、本業務を通して収納率の向上を図り、市民に対する公平性を確保することを目的とする。また、債権回収に当たっては、滞納者の資力・生活状況に応じた回収、生活困窮者への支援など、福祉的観点からの配慮のもと、業務を実施するものとする。

提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した受託者を選定するため、提案公募を実施する。

2 業務の概要

（１）業務名

高松市非強制徴収債権回収等業務

（２）業務内容

別紙「高松市非強制徴収債権回収等業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和８年３月３１日までとする。ただし、委託者と受託者の双方が合意した場合には、令和１０年３月３１日までを限度に更新する場合がある。

（４）委託料の上限額

令和８年３月３１日までの本業務に係る委託料の上限額は次のとおりとし、上限額を超える提案については無効とする。

３，０７３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、対象債権の追加等があり、上記の額を超過する見込みとなった場合の取扱いについては、委託者と受託者で協議の上、決定する。

3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、参加表明書提出時から契約締結までの全期間にわたって次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- （１）弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第８条に規定する弁護士、又は同法第３０条の２に規定する弁護士法人であり、必要に応じ滞納者に対して弁護士が直接対応することができること。
- （２）弁護士法第５７条第１項又は第２項に規定する懲戒を現に受けていないこと（戒告処分及び不服申立、訴訟等により処分の効果が確定していないものを除く。）。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （４）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号。以下「措置要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 6（1）エに記載する租税の滞納がないこと。

4 スケジュール

実施内容	日時
提案公募関係資料の公表	令和7年4月4日（金）
参加表明書等の提出期限	令和7年4月21日（月）午後5時 （郵送の場合は、提出期限必着）
提案公募に係る質問受付期限	令和7年4月21日（月）午後5時 （ファックス又は電子メールで送付及び受付の電話連絡）
提案公募に係る質問への回答公表	令和7年4月25日（金）
参加辞退書の提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時 （郵送の場合は、提出期限必着）
企画提案書等の提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時 （郵送の場合は、提出期限必着）
選定結果の通知	（予定）令和7年5月23日（金）
契約締結	（予定）令和7年6月上旬

5 提案公募関係資料の配布

（1）配布資料

- ア 提案公募要領
- イ 仕様書
- ウ 申請関係様式
 - a 参加表明書（様式第1号）
 - b 質問書（様式第2号）
 - c 辞退届（様式第3号）
 - d 企画提案書（様式第4号）
 - e 見積書（様式第5号）

（2）配布期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月21日（月）まで

（3）配布方法

高松市ホームページに公開するので、ダウンロードすること。

掲載URL：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/index.html>

高松市ホームページ → 事業者の方 → 入札・契約情報 → その他の課 →
公募型プロポーザル（コンペ方式を含む） → 令和7年度 → 公表中

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本提案公募に参加を希望する者は、次に掲げる参加表明書及び添付書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 弁護士法第8条に規定する弁護士又は、同法第30条の2に規定する弁護士法人であることを証する写し

ウ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。提出日前3月以内に
出されたもの。写し可）

エ 法人の場合は、法人税、消費税、地方消費税及び法人住民税に滞納がないことの証明書
個人の場合は、所得税、消費税、地方消費税及び住民税に滞納がないことの証明書

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部（複写可））

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により提出すること。

(4) 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める
休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

(5) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局税務部納税課債権回収室（担当：藤澤・植村）

(6) 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を持参又は郵送
（配達記録の残る方法に限る。）により提出すること。

提出期限は、令和7年5月9日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）とする。

7 提案公募に係る質問及び回答

(1) 質問受付期間及び方法

令和7年4月21日（月）午後5時までに、質問書（様式第2号）に質問事項等を記載の上、
ファックス（番号087-839-2230）又は電子メール（nouzei@city.takamatsu.lg.jp）
により提出し、電話にて受付の確認を行うこと。電子メールの場合の件名は「高松市非強制徴収
債権回収等業務 質問書（事業者名）」とすること。なお、電話、来訪など口頭による質問には
応じない。

(2) 質問内容

質問の内容は、本提案公募要領の記載内容、仕様書の記載内容、及び各種様式の記載方法等
に関するものに限る。

(3) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対して行うとともに、令和7年4月25日（金）までに、全ての

質問内容及び回答について、高松市ホームページに公開する。なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けないほか、次に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとする。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者が提案しようとする内容の是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ 質問受付期間後に提出されたもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案参加者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式第4号）

(ア) 提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、「別添 高松市非強制徴収債権回収等業務提案公募選定基準」の評価項目等を確認し、企画提案すること。

(イ) 留意事項

- ・記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。
- ・記号や略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号や略称等の説明を記述すること。
選定委員が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定結果に影響を及ぼす可能性がある。
- ・提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。

イ 見積書及び見積内訳書

(ア) 様式及び内容

様式は、見積書（様式第5号）により提出すること。また、見積内訳書（様式は任意）を添付し、具体的な項目、数量、金額等が分かるようにすること。

(イ) 留意事項

- ・見積書には見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記載すること。
- ・金額の訂正は認めない。

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部（複写可））

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により提出すること。

(4) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで

- ※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とする。
- ※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

(5) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局税務部納税課債権回収室（担当：藤澤・植村）

9 選定及び結果の通知等

(1) 選定

提出された企画提案書等について、書面にて「別添 高松市非強制徴収債権回収等業務提案公募選定基準」に記載の評価項目を選定委員4人が審査し、1人105点で採点する（満点420点）。各選定委員の得点の合計を総合点とし、総合点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案者を最優秀提案者を選定する。ただし、総合点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、「業務実施方法」が高い者を最優秀提案者として選定する。「業務実施方法」も同点の場合は、選定委員間で協議し、最優秀提案者を選定する。選定審査は非公開とする。なお、満点の6割を基準点とし、基準点に満たない者については最優秀提案者として選定しない。

(2) 結果の通知

選定結果については、各企画提案者に文書で通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 結果の公表

最優秀提案者を選定された者は、高松市ホームページに公開する。

(4) 次点繰上げ

最優秀提案者に決定した者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、選定を取り消し、提案評価第2位に選定された者から順に繰り上げて契約交渉の相手とする。

ア 最優秀提案者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき

イ 事故等の特別な事由により契約締結が不可能となったとき

ウ 契約締結までの間に「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき

エ 提案書作成に係る不正行為が認められたとき

(5) 参加者が1者のみの場合

参加者が1者のみの場合でも、選定審査における総合点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

10 業務委託契約

(1) 契約内容

企画提案公募時の仕様書の内容を逸脱しない範囲で、最優秀提案者として選定された者と協議を行い、最終的な業務内容を整理した仕様書を作成した上で改めて見積書を徴取する。その後、契約を締結する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 委託料の支払い

委託料は完了払いとし、本業務の完了検査後、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。ただし、着手金が発生する場合は、契約締結後、委託者に請求することができることとし、委託者は受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

1.1 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により本提案公募を実施することができないと認めるときは、本提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本提案公募への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負わない。

1.2 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、高松市財政局契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html

1.3 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.4 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））。

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html

15 その他の留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者が「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき、又は選定審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とする。
- (3) 提出書類について、本公募要領及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れがあった場合は、無効とすることがある。
- (4) 受理した提出書類について、提出期限以降の差替え及び追加・削除は認めない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しない。ただし、提出期限前についてはこの限りでない。
- (6) 本提案公募において提出された書類及び資料の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとし、提案者の許可なく、企画提案者の選定審査以外に無断で使用することはない。ただし、本市が本提案公募の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (7) 本市は提案者から提出された企画提案書等について、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。ただし、公開することにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は開示しないものとする。
- (8) 本提案公募は受託者の選定を目的に実施するものであり、契約内容が必ずしも提案内容に沿うものとは限らない。
- (9) 本公募要領に定めるもののほか、必要な事項は高松市財政局税務部納税課債権回収室が定める。